証券コード　6192
平成29年７月12日

株　主　各　位

東京都品川区上大崎二丁目24番９号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役社長　濵　村　聖　一

# 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年７月27日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

**１．日　　時**　平成29年７月28日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
ホテル雅叙園東京　４階「飛鳥」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**

１．第13期（平成28年５月１日から平成29年４月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第13期（平成28年５月１日から平成29年４月30日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

**第２号議案**　取締役10名選任の件

**第３号議案**　取締役及び監査役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.hyas.co.jp）に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成28年５月１日から
平成29年４月30日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続し、全体として緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、マイナス金利政策により、住宅ローン金利は低水準で推移しており、新設住宅着工戸数は前年の水準を上回っております。

このような状況の中、当社グループは、ソリューション提案型コンサルティング会社として住宅不動産業界のイノベーションを先導すべく、先進的なビジネスモデルと経営効率化手法の調査・開発から導入・教育までのプラットフォームを提供してまいりました。

主力の高性能デザイナーズ住宅R+house事業においては、会員数の増加に伴って引き続き受注数を伸ばし、ロイヤルティを中心として堅調に推移しております。平成29年１月には、R+house部材の調達、供給を担う株式会社アール・プラス・マテリアルを子会社化し、事業の垂直統合を進めました。同時に開始した全国６か所のモデルハウス展開については、既にエリア選定を完了し、R+houseブランドの浸透・受注促進に向けて順調に進んでおります。さらに３月には、R+houseの建築・施工を手掛ける株式会社ウェルハウジングを子会社化し、R+houseの直営ビジネスを開始、グループ内でノウハウの蓄積・整備を進めております。

また、平成28年10月には、今後ますます活性化する相続市場向けの商材として、「不動産相続の相談窓口」の提供を開始いたしました。当初目標を３年100エリアとしていたところ、非常に高い評価を得られた結果、提供開始から７か月後の４月末時点で100エリアを達成いたしました。

販売費及び一般管理費については、将来の成長に向けたブランディング活動や人材の採用を積極的に進めているほか、今後の業容拡大を見据えたスペースの確保とオフィス環境の改善による経営効率の向上を目的として、本社移転を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,971百万円（前期比24.4％増）、営業利益は301百万円（前期比23.6％増）、経常利益は303百万円（前期比32.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は185百万円（前期比29.1％増）となりました。

（セグメント別の状況）

当社グループはこれまで、住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントとしておりましたが、R+houseの建築・施工を手掛ける株式会社ウェルハウジングを子会社化したことに伴い、より適切な経営情報の開示を行うため、従来の事業を「コンサルティング事業」として報告セグメントに記載する方法に変更いたしました。

コンサルティング事業

（ビジネスモデルパッケージ）

ビジネスモデルパッケージにつきましては、高性能デザイナーズ住宅R+house事業において順調に会員数が増加したことによる初期導入フィー及びロイヤルティ等が増加しました。また、不動産相続の相談窓口事業の開始、平成28年９月のR+houseの関連商材となる高性能デザイナーズセレクト住宅「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」事業の一般募集の開始により、初期導入フィーが増加し、売上高は、3,200百万円（前期比24.8％増）となりました。

（経営効率化パッケージ）

経営効率化パッケージにつきましては、住宅資金相談支援の「リライフクラブ」事業、地域不動産情報集約システムである「エージェント・マスター・サービス」の会員獲得が順調に進み、売上高は、560百万円（前期比13.0％増）となりました。

（その他）

当連結会計年度から新たに子会社となった、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアルの影響もあり、売上高は、210百万円（前期比59.5％増）となりました。

⑵　資金調達等についての状況

①　資金調達

特に記載すべき事項はありません。

②　設備投資

本社移転に伴う内装工事等として64,567千円、移転に伴う家具・AVシステム等として30,239千円、R+houseモデルハウス用地として20,000千円の設備投資を行いました。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | － | － | 3,191,601 | 3,971,768 |
| 経常利益（千円） | － | － | 228,279 | 303,217 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | － | － | 143,382 | 185,115 |
| １株当たり当期純利益 | － | － | 25円79銭 | 24円93銭 |
| 総資産（千円） | － | － | 1,537,684 | 1,905,596 |

（注）１．第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の状況は記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
３．当社は、平成29年５月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 2,665,249 | 2,645,702 | 3,106,530 | 3,838,108 |
| 経常利益（千円） | 257,752 | 88,094 | 224,433 | 283,451 |
| 当期純利益（千円） | 161,454 | 37,106 | 141,219 | 166,095 |
| １株当たり当期純利益 | 38円01銭 | 8円00銭 | 25円40銭 | 22円37銭 |
| 総資産（千円） | 924,845 | 1,006,458 | 1,550,525 | 1,818,669 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は、平成27年１月８日付で株式１株につき200株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。
３．当社は、平成29年５月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

⑷　対処すべき課題

①　持続的成長のための事業基盤の強化

当社グループは地域工務店・建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の施工件数に連動する設計・ロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、既存会員企業への支援体制をさらに強化し、その成果創出（施工件数の増加）によるロイヤルティ等の成功報酬型収入の獲得に取り組んでまいります。R+house事業におけるモデルハウス展開を自社で進めつつ、会員におけるモデルハウス出展サポートも推進し、会員企業の顧客接点の拡大や顧客満足度の向上を図ってまいります。こうした活動を進める中で、既存会員への新規パッケージ及び関連パッケージの追加導入も図ってまいります。

「経営効率化パッケージ」においても、引続き提供するシステムの機能追加・バージョンアップを進め、安定的な収益基盤を確保するため新規会員の獲得、サービスの充実と顧客満足度向上による既存会員の歩留り改善を図り、会員企業の成果創出支援に力を注いでまいります。

②　新商品・サービスの展開

多様化・高度化するニーズに応えるため、当社グループは常に新しい商品・サービスを調査・開発し、これまでも年２つ程度の新商品を確実に提供してまいりました。今後も既存商品の充実に加えて、新商品や関連分野への展開を図ることで、既存会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、収益基盤の多様化と充実を図ってまいります。

また、広告宣伝活動を通じて当社グループのブランド価値向上を図り、新規会員の獲得及びロイヤルティ等の増大に結び付けてまいります。

③　各商品・サービス、会員企業間の相乗効果による収益性の向上

当社が提供している「ビジネスモデルパッケージ」や「経営効率化パッケージ」は、それぞれが会員組織を構成しているだけでなく、相乗効果を発揮して収益を上げることを志向しております。例えば、「ビジネスモデルパッケージ」のうち「住宅事業モデル」を導入している地域工務店は、「（地盤改良や基礎断熱等の）工法事業モデル」を導入している専門工事会社の対象顧客であります。したがって、当社グループにおける「工法事業モデル」導入企業への支援が「住宅事業モデル」導入企業の顧客開拓に寄与することになり、会員企業同士が連携してこれら「工法事業モデル」の工法採用拡充を図っていくことも可能です。

また例えば、全国の地域工務店登録サイト「地盤.jp」では、環境や「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」にも配慮した地域工務店の組織化を進めており、「工法事業モデル」導入企業の顧客候補として、また当社グループの「住宅事業モデル」見込先候補として2,362社（平成29年４月30日現在）の企業が登録されております。当社グループは既存会員企業と共同で、成果創出と登録先の深耕を進めております。

このように、当社グループの会員基盤を最大限に活用し、これらを有機的に結びつけて、より効果的・効率的なマーケティング活動を推進してまいります。一方、商品毎に年１回会員が一堂に会して開催される全国大会ほか、会員が集まる各種会合においては、それぞれの成功事例や手法が共有され、会員企業間の連携が図られております。今後も会員企業支援による成果創出と同時に会員企業間の相乗効果を生み出すことによって、収益性を高めていく方針であります。

④　業界の「シンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能の強化

当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行い、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を強化してまいります。このことにより業界内でのポジションを一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

⑤　組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しており、今後、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制のより一層の充実を図ります。

また、当社グループは住宅取得希望者より個別相談を受ける際、取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。また、業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容

① 会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
② ASPを活用した経営支援業務
③ 住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
④ 地盤に関する調査解析業務
⑤ 不動産コンサルティング業務
⑥ 建築資材の調達・供給業務
⑦ 建築工事の請負及び施工業務

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 主要な事業所

本　社：東京都品川区上大崎二丁目24番９号

（注）平成28年11月14日付で、本社所在地が東京都港区白金台三丁目２番10号から上記に移転しております。

② 子会社

株式会社ans：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
株式会社K-コンサルティング：千葉県柏市柏四丁目６番３号
株式会社アール・プラス・マテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目２番９号
株式会社ウェルハウジング：茨城県守谷市松ヶ丘三丁目20番地１

③ 使用人の状況

イ　企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 100（25）名 | 8名増（4名増） |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

ロ　当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 85（23）名 | 3名増（3名増） | 33.6歳 | 3.3年 |

（注）使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ａｎｓ | 20,000千円 | 100.0% | 消費者向け住宅取得支援等 |
| 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 | －千円 | －% | 地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供 |
| 株式会社K-コンサルティング | 6,000千円 | 50.0% | 不動産コンサルティング事業 |
| 株式会社アール・プラス・マテリアル | 6,000千円 | 50.0% | 建築資材の調達・供給 |
| 株式会社ウェルハウジング | 20,000千円 | 75.0% | 建築工事の請負及び施工業 |

(8) 主要な借入先及び借入額

| 借入先 | 借入残高（千円） |
|---|---|
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 8,360 |
| 株式会社りそな銀行 | 5,552 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．株式に関する事項（平成29年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　7,440,000株

(2) 発行済株式の総数　2,482,100株

(3) 株主数　1,575名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 濵村聖一 | 374,000株 | 15.07% |
| 柿内和徳 | 149,000株 | 6.00% |
| 川瀬太志 | 136,000株 | 5.48% |
| 株式会社安成工務店 | 133,000株 | 5.36% |
| 大津和行 | 120,000株 | 4.83% |
| 東新住建株式会社 | 120,000株 | 4.83% |
| ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会 | 86,400株 | 3.48% |
| 株式会社関西トラスト | 72,000株 | 2.90% |
| 中山史章 | 67,000株 | 2.70% |
| 山本嘉人 | 62,000株 | 2.50% |

（注）持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年３月15日開催の当社取締役会において、平成29年５月１日付で普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を行うことを決議し、それに伴い当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は22,320,000株、発行済株式の総数は7,446,300株となりました。

## 3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①　第４回新株予約権（取締役および従業員分）

| 区　　分 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 行　使　期　間 | 行使価額 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取　締　役 | 360個 | 普通株式　72,000株 | 自平成27年４月17日<br>至平成34年７月30日 | １株当たり<br>750円 | ５名 |
| 社外取締役 | 25個 | 普通株式　5,000株 | 自平成27年４月17日<br>至平成34年７月30日 | １株当たり<br>750円 | １名 |
| 計 | 385個 | 普通株式　77,000株 | | | ６名 |

②　第４回新株予約権（従業員以外）

| 区　　分 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 行　使　期　間 | 行使価額 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 10個 | 普通株式　2,000株 | 自平成25年４月26日<br>至平成30年７月30日 | １株当たり<br>750円 | １名 |
| 監　査　役 | 25個 | 普通株式　5,000株 | 自平成25年４月26日<br>至平成30年７月30日 | １株当たり<br>750円 | ２名 |
| 計 | 35個 | 普通株式　7,000株 | | | ３名 |

（注）社外取締役につきましては、新株予約権の交付時点では取締役ではありませんが、平成26年７月開催の定時株主総会において社外取締役として選任されております。

③　第５回新株予約権

| 区　　分 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 行使期間 | 行使価額 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 6,500個 | 普通株式　6,500株 | 自平成29年12月９日<br>至平成37年11月30日 | １株当たり<br>750円 | ２名 |
| 社外取締役 | 5,000個 | 普通株式　5,000株 | 自平成29年12月９日<br>至平成37年11月30日 | １株当たり<br>750円 | １名 |
| 計 | 11,500個 | 普通株式　11,500株 | | | ３名 |

⑵　当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年５月１日付にて当社普通株式１株につき３株の割合をもって株式の分割を行っているため、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額がそれぞれ当該分割割合に応じて調整されることとなります。

## 4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年４月30日現在）

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 濵村聖一 | 代表取締役社長 | |
| 川瀬太志 | 取締役 | 常務執行役員事業開発本部長<br>株式会社ans　代表取締役 |
| 柿内和徳 | 取締役 | 常務執行役員経営支援本部長 |
| 西野敦雄 | 取締役 | 執行役員経営管理本部長 |
| 中山史章 | 取締役 | 執行役員経営支援本部副本部長 |
| 福島宏人 | 取締役 | 執行役員 |
| 荻原俊彦 | 取締役 | 行政書士荻原総合事務所　代表<br>合同会社荻原総合事務所　代表 |
| 赤井厚雄 | 取締役 | 早稲田大学　研究院客員教授<br>株式会社ナウキャスト　取締役会長<br>一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会　理事<br>一般社団法人住宅不動産取引支援機構　代表理事<br>株式会社スマートプラス　常勤監査役 |
| 森田正康 | 取締役 | 株式会社ヒトメディア　代表取締役<br>株式会社English Central　取締役<br>株式会社トランネット　代表取締役<br>Classi株式会社　取締役<br>株式会社AMPLE　取締役<br>株式会社エボラブルアジア　監査役<br>株式会社ヒトトキインキュベーター　代表取締役<br>株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS　取締役<br>English Central Inc.　取締役<br>株式会社オープンエイト　取締役<br>株式会社ポリグロッツ　取締役 |
| 大津和行 | 常勤監査役 | 株式会社ans　監査役<br>株式会社K-コンサルティング　監査役<br>株式会社ウェルハウジング　監査役 |
| 山本泰功 | 監査役 | 有限会社ウイングスコンサルティング　代表取締役 |
| 坂田真吾 | 監査役 | 本間合同法律事務所　弁護士 |

（注）１．取締役荻原俊彦氏、同赤井厚雄氏、同森田正康氏は、社外取締役であります。
２．監査役山本泰功氏、同坂田真吾氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役大津和行氏は、長年にわたる経理財務業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外監査役山本泰功氏は銀行及びベンチャーキャピタルにて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、赤井厚雄氏、森田正康氏、山本泰功氏及び坂田真吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

| 氏　　名 | 退　任　日 | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 金　子　義　仁 | 平成28年５月31日 | 一身上の都合による辞任 | 取締役執行役員 |

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　分 | 員　数 | 報酬等の額（百万円） |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | 10名<br>（3名） | 139<br>（15） |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>（2名） | 13<br>（4） |
| 合　計<br>（うち社外役員） | 13名<br>（5名） | 153<br>（20） |

（注）取締役の報酬限度額は、平成26年７月28日開催の第10期定時株主総会で年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、平成26年７月28日開催の第10期定時株主総会で年額５千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位 | 氏名 | 兼職する法人等 | 兼職の内容 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 荻原俊彦 | 行政書士荻原総合事務所<br>合同会社荻原総合事務所 | 代表<br>代表 |
| 取締役 | 赤井厚雄 | 早稲田大学<br>株式会社ナウキャスト<br>一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会<br>一般社団法人住宅不動産取引支援機構<br>株式会社スマートプラス | 研究院客員教授<br>取締役会長<br>理事<br><br>代表理事<br>常勤監査役 |
| 取締役 | 森田正康 | 株式会社ヒトメディア<br>株式会社English Central<br>株式会社トランネット<br>Classi株式会社<br>株式会社AMPLE<br>株式会社エボラブルアジア<br>株式会社ヒトトキインキュベーター<br>株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS<br>English Central Inc.<br>株式会社オープンエイト<br>株式会社ポリグロッツ | 代表取締役<br>取締役<br>代表取締役<br>取締役<br>取締役<br>監査役<br>代表取締役<br>取締役<br><br>取締役<br>取締役<br>取締役 |
| 監査役 | 山本泰功 | 有限会社ウイングスコンサルティング | 代表取締役 |
| 監査役 | 坂田真吾 | 本間合同法律事務所 | 弁護士 |

（注）当社と、表中に記載の全ての「兼職する法人等」との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 取締役会 | | 監査役会 | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 荻原俊彦 | 14回 | 100.0% | — | — |
| 取締役 赤井厚雄 | 14回 | 100.0% | — | — |
| 取締役 森田正康 | 11回 | 100.0% | — | — |
| 監査役 山本泰功 | 14回 | 100.0% | 13回 | 100.0% |
| 監査役 坂田真吾 | 14回 | 100.0% | 13回 | 100.0% |

取締役会及び監査役会における発言状況

取締役荻原俊彦氏は、取締役会において、行政書士としての高い見識や企業での法務実務の豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

取締役赤井厚雄氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識や金融機関での豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

取締役森田正康氏は、取締役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。なお、取締役森田正康氏は、平成28年７月29日開催の第12期定時株主総会にて取締役に選任されものであります。

監査役山本泰功氏は、取締役会・監査役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

監査役坂田真吾氏は、取締役会・監査役会において、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

## 5．会計監査人に関する事項

(1) 名称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,500千円 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

## 6．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

**[Ⅰ]業務の適正を確保するための体制**

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

②　取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

③　コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

④　代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、内部監査室を窓口として定め、適切に対応する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

②　取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

②　リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとする。

③　不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。

③ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。

④ 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

⑸ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

② グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑹ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

② 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

⑻　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

②　取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③　取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

⑼　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑽　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

②　監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑾　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①　反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

②　経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

③　反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

**［Ⅱ］業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

⑴　コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、入社時の研修の他、全役職員を対象として、インサイダー取引防止等、コンプライアンスに関する研修を適宜実施いたしました。また、内部監査室は、グループ会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に業務が行われているかを監査し、代表取締役社長に報告しております。監査役及び会計監査人との間でも情報を共有しており、監査の品質向上のための意見交換も実施しております。

⑵　リスク管理について

当社グループでは、「リスク管理規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機の解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

⑶　取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月１回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、常務会において、取締役会への付議事項や重要な案件、業務の執行状況等について協議しております。

⑷　グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、経営管理本部にて管理体制を整備し、統括しております。グループ会社間では、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略に従って、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

⑸　監査役監査体制について

監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することや必要に応じ稟議書・契約書等の重要な文書及び会計情報を適宜直接閲覧できる等、その体制を整備しております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人から定期的に報告を受けるほか、当社及び子会社の取締役・使用人から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受け、監査の実効性を高めております。

# 連結貸借対照表

（平成29年４月30日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **1,586,273** | **流動負債** | **730,103** |
| 現金及び預金 | 1,229,612 | 買掛金 | 262,662 |
| 受取手形及び売掛金 | 249,525 | 1年内返済予定の長期借入金 | 13,912 |
| 商品 | 39,258 | リース債務 | 3,086 |
| 前渡金 | 32,452 | 未払金 | 97,847 |
| 繰延税金資産 | 18,145 | 未払法人税等 | 85,460 |
| その他 | 32,806 | 前受金 | 138,544 |
| 貸倒引当金 | △15,527 | 賞与引当金 | 1,735 |
| **固定資産** | **319,322** | その他 | 126,855 |
| **有形固定資産** | **150,530** | **固定負債** | **11,516** |
| 建物及び構築物 | 79,321 | リース債務 | 10,516 |
| 機械装置 | 8,656 | その他 | 1,000 |
| 工具、器具及び備品 | 32,367 | **負債合計** | **741,619** |
| 土地 | 20,000 | **（純資産の部）** | |
| リース資産 | 7,439 | **株主資本** | **1,131,712** |
| 建設仮勘定 | 2,745 | **資本金** | **356,112** |
| **無形固定資産** | **36,391** | **資本剰余金** | **285,710** |
| ソフトウエア | 31,934 | **利益剰余金** | **489,889** |
| その他 | 4,457 | **非支配株主持分** | **32,263** |
| **投資その他の資産** | **132,400** | **純資産合計** | **1,163,976** |
| 敷金及び保証金 | 107,802 | | |
| その他 | 36,070 | | |
| 貸倒引当金 | △11,472 | | |
| **資産合計** | **1,905,596** | **負債純資産合計** | **1,905,596** |

# 連結損益計算書

（平成28年５月１日から
平成29年４月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **3,971,768** |
| **売上原価** | | **1,647,901** |
| **売上総利益** | | **2,323,867** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,022,802** |
| **営業利益** | | **301,065** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 12 | |
| 業務受託料 | 400 | |
| 保険返戻金 | 726 | |
| 受取遅延損害金 | 1,511 | |
| その他 | 331 | 2,981 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 828 | 828 |
| **経常利益** | | **303,217** |
| **特別利益** | | |
| 負ののれん発生益 | 7,871 | |
| 段階取得に係る差益 | 1,908 | 9,779 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 9,667 | |
| 本社移転費用 | 13,595 | 23,262 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **289,735** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 110,476 | |
| 法人税等調整額 | △9,708 | 100,767 |
| **当期純利益** | | **188,967** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 3,852 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **185,115** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成28年５月１日から
平成29年４月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 339,012 | 268,610 | 304,773 | 912,397 | － | 912,397 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 17,100 | 17,100 | | 34,200 | | 34,200 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 185,115 | 185,115 | | 185,115 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | 32,263 | 32,263 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 17,100 | 17,100 | 185,115 | 219,315 | 32,263 | 251,579 |
| 当連結会計年度末残高 | 356,112 | 285,710 | 489,889 | 1,131,712 | 32,263 | 1,163,976 |

**連結注記表**

**１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等**

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　５社

・連結子会社の名称　　株式会社ａｎｓ
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
株式会社K-コンサルティング
株式会社アール・プラス・マテリアル
株式会社ウェルハウジング

当連結会計年度において、株式会社K-コンサルティングを新たに設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、株式会社アール・プラス・マテリアルについては株式を追加取得したことに伴い、株式会社ウェルハウジングについては株式を取得したことに伴い、それぞれ連結の範囲に含めております。

⑵　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品　　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　５～20年
機械装置　　７～８年
工具、器具及び備品　　３～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権　10年
ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③　重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑷　表示方法の変更
①　連結貸借対照表
前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」（前連結会計年度21,623千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。
②　連結損益計算書
前連結会計年度まで区分掲記しておりました「償却債権取立益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

**２．連結貸借対照表に関する注記**
有形固定資産の減価償却累計額　55,431千円

**3．連結株主資本等変動計算書に関する注記**

当社は、平成29年５月１日を効力発生日として、普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しておりますが、当該注記に記載している事項は株式分割前の株式数を基準としております。

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 2,482,100株 |

⑵ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 169,000株 |

## 4．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね１ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| ①現金及び預金 | 1,229,612 | 1,229,612 | － |
| ②受取手形及び売掛金 | 249,525 | 249,525 | － |
| ③敷金及び保証金 | 107,802 | 107,496 | △305 |
| 資産計 | 1,586,940 | 1,586,634 | △305 |
| ①買掛金 | 262,662 | 262,662 | － |
| ②未払金 | 97,847 | 97,847 | － |
| ③未払法人税等 | 85,460 | 85,460 | － |
| ④１年内返済予定の長期借入金 | 13,912 | 13,892 | △19 |
| ⑤リース債務（１年内返済含む） | 13,602 | 13,610 | 8 |
| 負債計 | 473,484 | 473,473 | △11 |

（注）金融商品の時価の算定方法

資　産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負　債

①買掛金、②未払金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④１年内返済予定の長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑤リース債務（１年内返済含む）

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 5．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　151円98銭

⑵　1株当たり当期純利益　24円93銭

当社は、平成29年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 6．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成29年3月15日開催の取締役会において、株式分割について決議しました。

（1）株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（2）株式分割の概要

①分割の方法

平成29年4月30日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

| | |
|---|---|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 2,482,100株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 4,964,200株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 7,446,300株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 22,320,000株 |

③株式分割の効力発生日

平成29年5月1日

（3）1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

（役員向け株式交付信託について）

当社は、平成29年６月14日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」とし、特に注記がない場合は同様とします。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

①制度概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の一定時期及び取締役等の退任時とします。

②本信託の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | 役員向け株式交付信託 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社<br>（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 取締役及び監査役のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託契約日 | 平成29年９月（予定） |
| 金銭を信託する日 | 平成29年９月（予定） |
| 信託終了日 | 平成29年９月（予定）～平成32年10月（予定） |

# 貸借対照表

（平成29年４月30日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **1,431,319** | **流動負債** | **661,538** |
| 現金及び預金 | 1,088,686 | 買掛金 | 267,828 |
| 受取手形 | 780 | １年内返済予定の長期借入金 | 13,912 |
| 売掛金 | 239,719 | リース債務 | 2,536 |
| 商品 | 39,214 | 未払金 | 96,428 |
| 前渡金 | 26,513 | 未払費用 | 58,503 |
| 前払費用 | 20,979 | 未払法人税等 | 72,631 |
| 関係会社短期貸付金 | 3,340 | 前受金 | 116,956 |
| 繰延税金資産 | 16,341 | 預り金 | 14,994 |
| その他 | 10,857 | その他 | 17,745 |
| 貸倒引当金 | △15,114 | **固定負債** | **9,431** |
| **固定資産** | **387,349** | リース債務 | 8,431 |
| **有形固定資産** | **133,021** | その他 | 1,000 |
| 建物 | 62,043 | **負債合計** | **670,969** |
| 機械装置 | 8,656 | **（純資産の部）** | |
| 工具、器具及び備品 | 31,185 | **株主資本** | **1,147,699** |
| 土地 | 20,000 | **資本金** | **356,112** |
| リース資産 | 5,295 | **資本剰余金** | **285,710** |
| 賃貸用固定資産 | 4,600 | 資本準備金 | 256,112 |
| 賃貸用リース資産 | 239 | その他資本剰余金 | 29,598 |
| 建設仮勘定 | 1,000 | **利益剰余金** | **505,876** |
| **無形固定資産** | **29,112** | その他利益剰余金 | 505,876 |
| ソフトウエア | 24,764 | 繰越利益剰余金 | 505,876 |
| 商標権 | 4,348 | **純資産合計** | **1,147,699** |
| **投資その他の資産** | **225,215** | | |
| 関係会社株式 | 68,632 | | |
| 関係会社社債 | 15,000 | | |
| 関係会社長期貸付金 | 16,660 | | |
| 敷金及び保証金 | 101,558 | | |
| 破産更生債権等 | 11,452 | | |
| 繰延税金資産 | 4,567 | | |
| その他 | 18,797 | | |
| 貸倒引当金 | △11,452 | | |
| **資産合計** | **1,818,669** | **負債・純資産合計** | **1,818,669** |

# 損 益 計 算 書

（平成28年５月１日から
平成29年４月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **3,838,108** |
| **売上原価** | | **1,631,141** |
| **売上総利益** | | **2,206,966** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,930,952** |
| **営業利益** | | **276,014** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 491 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 3,030 | |
| 賃貸料収入 | 1,777 | |
| 業務受託料 | 2,140 | |
| 受取遅延損害金 | 1,511 | |
| その他 | 1,007 | 9,958 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 744 | |
| 減価償却費 | 1,777 | 2,521 |
| **経常利益** | | **283,451** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 9,667 | |
| 本社移転費用 | 13,595 | **23,262** |
| **税引前当期純利益** | | **260,188** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 101,064 | |
| 法人税等調整額 | △6,970 | 94,093 |
| **当期純利益** | | **166,095** |

# 株主資本等変動計算書

（平成28年５月１日から
平成29年４月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当事業年度期首残高 | 339,012 | 239,012 | 29,598 | 268,610 | 339,780 | 339,780 | 947,404 | 947,404 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 17,100 | 17,100 | | 17,100 | | | 34,200 | 34,200 |
| 当期純利益 | | | | | 166,095 | 166,095 | 166,095 | 166,095 |
| 事業年度中の変動額合計 | 17,100 | 17,100 | | 17,100 | 166,095 | 166,095 | 200,295 | 200,295 |
| 当事業年度期末残高 | 356,112 | 256,112 | 29,598 | 285,710 | 505,876 | 505,876 | 1,147,699 | 1,147,699 |

**個別注記表**

**1．　重要な会計方針に係る事項に関する注記**

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社社債　　移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

⑶　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（賃貸用固定資産及びリース資産を除く）　　建物（建物附属設備は除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。
なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ５～15年 |
| 機械装置 | ７～８年 |
| 工具、器具及び備品 | ３～20年 |

賃貸用固定資産、賃貸用リース資産　　賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物（建物附属設備は除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。
賃貸用リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８年 |
| 工具、器具及び備品 | ３～８年 |

リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 商標権 | 10年 |

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

⑷ 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑸ 消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑹ 表示方法の変更

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」（前事業年度18,109千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

**2．貸借対照表関係に関する注記**

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　　49,303千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　13,381千円　　短期金銭債務　18,421千円

**3．損益計算書関係に関する注記**

⑴ 関係会社との取引高　　売上高　47,139千円

営業費用　88,528千円

⑵ 営業取引以外の取引による取引高　3,997千円

**4．税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| ① 流動資産 | |
| 貸倒引当金 | 4,664千円 |
| フリーレント賃料 | 6,525千円 |
| 未払事業税 | 4,815千円 |
| その他 | 336千円 |
| 小計 | 16,341千円 |
| ② 固定資産 | |
| 貸倒引当金 | 3,506千円 |
| その他 | 1,060千円 |
| 小計 | 4,567千円 |
| 繰延税金資産合計 | 20,909千円 |

**5．関連当事者との取引に関する注記**

子会社及び関連会社等

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科　目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社K-コンサルティング | 所有 直接50% | 資金貸借取引 | 資金の貸付（注）1 | 20,000 | 短期貸付金 | 3,340 |
| | | | | | | 長期貸付金 | 16,660 |
| | | | | 利息の受取（注）2 | 66 | 未収入金 | 66 |

（注）1．資金の貸付については、担保は受け入れておりません。

2．資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

**6．1株当たり情報に関する注記**

⑴ 1株当たり純資産額　154円13銭

⑵ 1株当たり当期純利益　22円37銭

当社は、平成29年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成29年３月15日開催の取締役会において、株式分割について決議しました。

なお、詳細は連結注記表の「６．重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

（役員向け株式交付信託について）

当社は、平成29年６月14日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

なお、詳細は連結注記表の「６．重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年６月14日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　　守　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　純　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成28年５月１日から平成29年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年６月14日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　　守　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　純　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成28年５月１日から平成29年４月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年５月１日から平成29年４月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から年度損益計画概要、並びに四半期及び期末決算概要その他職務の執行状況について報告を受け、また会計監査人から監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果その他職務の執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人から必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、各社の取締役・監査役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、常勤監査役が監査役を兼任している３社（株式会社ans・株式会社K-コンサルティング・株式会社ウェルハウジング）においては当該子会社の取締役会に出席する等、必要に応じて事業の報告を受け、またその主要事業所に赴き、業務及び財産の状況を調査致しました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

内部監査部門については、事前に監査計画の協議を行い、実施した監査の結果につき監査終了後、内部監査部門の責任者から定期的に必要な説明を受けました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年６月30日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社　監査役会

常勤監査役　大　津　和　行　㊞

社外監査役　山　本　泰　功　㊞

社外監査役　坂　田　真　吾　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （目的） | （目的） |
| 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| （１）～（21）条文省略 | （１）～（21）現行どおり |
| （新設） | （22）不動産特定共同事業 |
| （新設） | （23）土地開発に関する事業 |
| （新設） | （24）住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業及び旅館業 |
| （新設） | （25）第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業 |
| （新設） | （26）ベンチャー事業に対する経営助言ならびに経営参加 |
| （新設） | （27）投資事業 |
| （22）条文省略 | （28）現行どおり |

**第２号議案　取締役10名選任の件**

本定時株主総会終結の時をもって、取締役９名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役の員数を１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1<br>（再任） | 濵村　聖一<br>（はまむら　せいいち）<br>（昭和36年11月22日生） | 昭和57年４月　日本電池株式会社（現株式会社GSユアサ）入社<br>昭和58年６月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社<br>平成７年５月　同社 取締役<br>平成13年５月　同社 常務取締役<br>平成15年５月　株式会社エス・アイ・リンク 代表取締役社長<br>平成16年５月　株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション 代表取締役社長<br>平成17年３月　当社設立 代表取締役社長（現任） | 普通株式<br>1,122,000株 |
| 2<br>（再任） | 川瀬　太志<br>（かわせ　ふとし）<br>（昭和42年８月10日生） | 平成２年４月　株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>平成12年５月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社<br>平成15年11月　株式会社ルネス・インターナショナル 取締役<br>平成16年４月　株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション 取締役<br>平成17年３月　当社設立 取締役<br>平成21年５月　当社 取締役常務執行役員<br>平成24年12月　当社 取締役常務執行役員事業開発本部長（現任）<br>平成25年１月　株式会社ans 代表取締役（現任） | 普通株式<br>408,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3<br>（再任） | 柿内 和徳<br>（昭和44年10月３日生） | 平成９年４月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル･シー･エーホールディングス）入社<br>平成16年５月　株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション 執行役員<br>平成17年３月　当社設立 取締役<br>平成21年５月　当社 取締役常務執行役員<br>平成24年12月　当社 取締役常務執行役員経営支援本部長（現任） | 普通株式<br>447,000株 |
| 4<br>（再任） | 西野 敦雄<br>（昭和47年８月２日生） | 平成９年４月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル･シー･エーホールディングス）入社<br>平成17年１月　株式会社LCA-I 取締役<br>平成17年５月　株式会社LCA-I 常務取締役<br>平成22年５月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング） 常務取締役<br>平成25年９月　当社入社<br>平成26年１月　当社 執行役員経営管理本部長<br>平成26年７月　当社 取締役執行役員経営管理本部長（現任） | 普通株式<br>18,000株 |
| 5<br>（再任） | 中山 史章<br>（昭和49年３月21日生） | 平成９年10月　日興證券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社<br>平成13年10月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル･シー･エーホールディングス）入社<br>平成17年３月　当社入社<br>平成22年７月　当社 取締役<br>平成23年５月　当社 取締役執行役員経営支援本部副本部長（現任） | 普通株式<br>201,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 6<br>（再任） | 福島 宏人<br>（昭和55年３月21日生） | 平成15年４月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社<br>平成17年３月　当社入社<br>平成24年４月　当社 執行役員<br>平成28年７月　当社 取締役執行役員（現任） | 普通株式<br>131,700株 |
| 7<br>（新任） | 鵜飼 達郎<br>（昭和48年12月15日生） | 平成８年４月　株式会社熊谷組入社<br>平成12年10月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社<br>平成21年７月　当社入社<br>平成23年５月　株式会社アール・プラス・マテリアル 監査役<br>平成23年11月　当社 執行役員（現任）<br>平成25年１月　株式会社ans 取締役（現任）<br>平成29年１月　株式会社アール・プラス・マテリアル 取締役（現任） | 普通株式<br>6,000株 |
| 8<br>（再任） | 荻原 俊彦<br>（昭和38年３月14日生） | 昭和61年４月　株式会社大信販（現株式会社アプラス）入社<br>平成４年10月　株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社<br>平成17年10月　荻原総合事務所設立 代表<br>平成18年２月　当社 監査役<br>平成18年４月　行政書士荻原俊彦事務所設立（現行政書士荻原総合事務所） 代表（現任）<br>平成19年１月　合同会社荻原総合事務所設立 代表社員（現任）<br>平成24年７月　当社 取締役（現任） | 普通株式<br>33,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 9<br>（再任） | 赤井厚雄<br>（昭和38年11月24日生） | 昭和62年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成４年５月　Kidder Peabody & Co.入社<br>平成６年５月　モルガン・スタンレー証券会社（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社<br>平成20年10月　早稲田大学 研究院客員教授（現任）<br>平成22年11月　ミュージックセキュリティーズ株式会社 監査役<br>平成25年６月　ミュージックセキュリティーズ株式会社 取締役<br>平成26年６月　一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事（現任）<br>平成26年７月　当社 取締役（現任）<br>平成26年８月　一般社団法人住宅不動産取引支援機構 代表理事（現任）<br>平成27年２月　株式会社ナウキャスト 取締役<br>平成28年８月　株式会社ナウキャスト 取締役会長（現任）<br>平成29年４月　株式会社スマートプラス 常勤監査役（現任） | 普通株式<br>5,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 10<br>（再任） | 森田正康（もりたまさやす）<br>（昭和51年1月14日生） | 平成18年12月　株式会社ヒトメディア 代表取締役（現任）<br>平成21年４月　株式会社English Central 取締役（現任）<br>平成23年12月　株式会社トランネット 代表取締役（現任）<br>平成26年４月　Classi株式会社 取締役（現任）<br>株式会社AMPLE 取締役（現任）<br>平成26年12月　株式会社エボラブルアジア 監査役（現任）<br>平成27年５月　株式会社ヒトトキインキュベーター 代表取締役（現任）<br>株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS 取締役（現任）<br>平成27年９月　English Central Inc. 取締役（現任）<br>株式会社オープンエイト 取締役（現任）<br>平成28年６月　株式会社ポリグロッツ 取締役（現任）<br>平成28年７月　当社 取締役（現任） | 普通株式<br>0株 |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．荻原俊彦氏、赤井厚雄氏及び森田正康氏は、社外取締役候補者であります。
３．荻原俊彦氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、行政書士の資格を有しており、企業のリスク管理に係る豊富な経験と高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります
なお、当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって５年となります。。
４．赤井厚雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、金融機関での豊富な経験に加え、大学教授として幅広く高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年となります。

5．森田正康氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、経営者として豊富な経験と幅広く高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
6．当社は、荻原俊彦氏、赤井厚雄氏及び森田正康氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
7．赤井厚雄氏及び森田正康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
8．「所有する当社の株式の数」については、平成29年３月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成29年５月１日付で普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を行っておりますため、当該株式分割後の株式数を記載しております。

## 第３号議案　取締役及び監査役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、新たに取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下「取締役等」とし、特に注記が無い場合は同様とします。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

本制度は、当社の取締役等の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、①社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、②社外取締役にあっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、③監査役（社外監査役を含みます。）にあっては、監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、その導入は相当であると考えております。

具体的には、平成26年７月28日開催の第10期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額３億円以内。但し、使用人分給与は含みません。）及び平成26年７月28日開催の第10期定時株主総会においてご承認いただきました監査役の報酬の限度額（年額５千万円以内。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成30年４月末で終了する事業年度から平成32年４月末で終了する事業年度までの３年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記２.の枠内で取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、第２号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は10名（うち社外取締役３名）、監査役につきましては３名（うち社外監査役２名）となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎年所定の時期及び取締役等の退任時とします。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年６月14日付「当社取締役及び監査役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

※：本信託による当初の当社株式の取得は、後記(2)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本定時株主総会後に当社取締役会で決定し、開示いたします。なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等

に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、後記(2)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(2)当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金95百万円（うち社外取締役分として金21百万円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、また、本制度により当社株式を監査役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金25百万円（うち社外監査役分として金14百万円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する監査役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により（※）、信託期間を３年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金95百万円（うち社外取締役分として金21百万円）、監査役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金25百万円（うち社外監査役分として金14百万円）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

※：但し、監査役について本制度を継続することについては、監査役の協議に基づく同意を得るものといたします。

但し、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3)取締役等に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役等に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める役員株式交付規程（但し、役員株式交付規程のうち、監査役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものといたします。）に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の所定の日に、役位及び業績目標の達成度

に応じて、事業年度ごとに、以下のⅠ、Ⅱの各ポイントを付与します。
Ⅰ．業績非連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイント
Ⅱ．業績連動部分として､役位に応じて定められた基準ポイントに評価対象となる事業年度の達成度から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

但し、当社が取締役に付与するポイント数の１事業年度当たりの総数の上限は、業績非連動部分と業績連動部分を合わせて60,000ポイント（うち社外取締役分として13,500ポイント）、監査役に付与するポイント数の１事業年度当たりの総数の上限は、業績非連動部分と業績連動部分を合わせて15,000ポイント（うち社外監査役分として8,700ポイント）といたします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、前記（3）①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、以下のとおり、信託期間中の毎年所定の時期及び退任時にそれぞれ以下のとおり付与されたポイント数に相当する数の当社株式の交付を受けます。

Ⅰ．業績非連動部分
信託期間中に前記（3）①Ⅰ．にて算出され付与された累積ポイント数に相当する数の当社株式を、原則として、各取締役等の退任時に交付いたします。

Ⅱ．業績連動部分
信託期間中の毎年所定の時期に前記（3）①Ⅱ．にて算出されるポイント数に相当する当社株式を交付します。

各取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に１（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4)取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に対する前記(3)②の当社株式の交付は、各取締役等が信託期間中の毎年所定の時期及び退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
ホテル雅叙園東京　４階「飛鳥」
TEL 03－3491－4111




交通　目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より徒歩約３分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。